

〈X 改革・改善〉

【自己点検・評価】

(1) 短期大学では自己点検・評価を、短期大学の運営のなかでどのように位置づけているか、また自己点検・評価を実施するための組織、規程等が整備されているか。また今後、自己点検・評価をどのように実施しようと考えているか。

学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、公表する。」と規定し、本学の教育研究活動等についての自己点検・評価を行うことを短期大学の運営のなかで位置づけている。

自己点検・評価を実施するための組織等については、平成 13 年 4 月に同一キャンパス内にある兵庫大学と合同で、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会」を発足させ、キャンパス全体の自己点検・評価についての項目及び実施体制についての検討を進めた。

平成 16 年 4 月に、自己点検・評価を行うため、本学と兵庫大学を横断した「第三者評価委員会」を設置し、自己点検・評価を実施するにあたっての研修、また全教職員に対し、評価制度導入の背景やその意義及び今後の本学での取組み方等の説明会を開催して、評価制度に関する対応について周知徹底を図った。

平成 17 年 4 月から「第三者評価委員会」を改組して「自己点検実施委員会」に改め、さらに、平成 19 年 7 月には平成 21 年度に第三者評価を受審するにあたって「認証評価プロジェクト」を設置した。

第三者評価後の平成 22 年度からは、再び「自己点検実施委員会」を柱とする実施体制へと再整備した。

今後についても、本学の教育研究水準の向上を図り、学則第 1 条に規定する本学の教育研究活動等の目的を達成するため、定期的に自己点検・評価を実施し、本学における教育研究活動等の改善につとめる。

(2) 過去3ヶ年（平成20年度～22年度）の自己点検・評価報告書の発行状況とその報告書の配付先の概要について。

「自己点検実施委員会」のもと、平成 18 年 6 月に本学としては、初めての「平成 17 年度自己点検・評価報告書」を発行したが、平成 19 年度、平成 20 年度は発行されていない。平成 21 年度は、短期大学基準協会にて第三者評価を受審するにあたって、「平成 21 年度自己点検・評価報告書」を作成し、平成 22 年度は「自己点検実施委員会」のもと、平成 22 年 12 月に発行した。

【自己点検・評価の教職員の関与と活用】

(1) 平成22年度までに行った自己点検・評価においてどんな範囲の教職員が関わったか。また今後、どのような教職員の関わり方が望ましいと考えているか。

平成 22 年度までに行った自己点検・評価については、「自己点検実施委員会」を中心にして実施した。「自己点検実施委員会」の構成員は、短期大学内での最高の意思決定機

関である「大学運営会議」（学長、副学長、事務局長、短期大学部長、各部長、各附置機関の長（ALOを含む））とした。また、「自己点検・評価報告書」の作成については、前述の「自己点検実施委員会」の構成員に加えて、各学科長及び各事務部署の部・課長等が担当した。

平成 20 年度からは、「自己点検実施委員会」の構成員を教育担当の副学長を委員長として、各学科の学科長が委員となり、所管部署の事務職員も委員として構成されている。

「自己点検・評価報告書」の作成については、委員でもある学科長や各事務部署の課長等が執筆者となり、場合によっては、下請けに執筆を依頼するように進め、当該学部長や事務部署の部長は執筆内容を点検している。

今後については、自己点検・評価を実施するにあたり、より全学的に取り組む必要があり、さらに自己点検・評価結果を真摯に受け止め、本学教育研究活動等の質の維持・改善に活かして行くことが重要である。

そのためには、ALO を中心にして短期大学の構成員全員が、自己点検・評価の実施において、何らかの形で関与することが望ましいと考える。

(2) 平成22年度までに行った自己点検・評価結果の活用について、どのような実績があるか。また今後、自己点検・評価の結果をどのように活用しようと考えているか。

「学生による授業改善に関するアンケート」は、平成 13 年 12 月から平成 14 年 4 月にかけて大学・短期大学部の全学部・全学科で実施した。そして、各回の反省点を踏まえ、改善を重ねながら、平成 15 年 7 月、平成 16 年 1 月と、学期毎（年 2 回）に実施し、同年 7 月には第 6 回目を実施した。その後、質問項目等の見直しをはかり、平成 17 年度からは、「自己点検実施委員会」から分離して「授業改善アンケート実施委員会」を設置し、兼任教員を含む、全教員、全授業科目について実施し、その後も同委員会の下で改善を重ね実施してきた。

平成 21 年度からは教員相互の公開授業も行なう「FD 委員会」と統廃合し、授業改善アンケートを実施することで、授業の改善・水準向上策の一翼を担っていくこととした。

「授業改善アンケート」の結果は、学内ホームページ上で全教職員に公表し、さらに教員相互で問題点を共有し合い、授業の内容及び方法並びにカリキュラムの改善に向けた施策展開の一助としている。

今後については、「学生による授業改善アンケート」のアンケート項目等をさらに充実させ、授業改善のために活用して行く。

また、このたび実施した自己点検・評価の報告書は、全教職員に配布し、全教職員が現状の把握と課題を発見するために活用することにより、本学教育研究活動等の向上を図る。

【相互評価や外部評価】

(1) 平成22年度までに行った相互評価及び外部評価の概要と、評価結果の活用実績について。

本学は、過去（平成 11 年度～12 年度）に学校法人大乗淑徳学園淑徳短期大学との間で次のように相互評価を実施している。

<平成 11 年度>

両短期大学に共通する学科、即ち本学の保育科と淑徳短期大学の社会福祉学科社会福祉専攻児童福祉コース（保育士養成課程）

評価項目は次のとおりである。

短期大学の教育目標

保育科の教育目標

保育科の教育組織

教員の教育業績評価（自己申告）の評価

保育科の教育課程

<平成 12 年度>

2 年目については、新しい項目を設定し、かつ 1 学科、1 コースという単位ではなく、両短期大学が設置している全学科に範囲を拡大して評価した。

評価項目は次のとおりである。

教育活動の中心的役割と責任をもつ委員会活動（特に教務、学生、就職に係る委員会）と教授会や委員会等との関係について

シラバスについて

FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動について

この相互評価については、両短期大学が相互にその評価を公表している。評価結果の活用については、この評価結果にもとづき、本学の教育目標や教育内容について再確認し、更なる向上を検討しつつ改善を行ってきた。本学で設置しているそれぞれの委員会の役割を明確にし、より委員会を活性化させたり、「授業計画（シラバス）」を充実させた。また、FD 活動についても、さらに積極的に取り組む体制を整えた。

(2) 相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等が整備されているか。また今後、相互評価や外部評価をどのように実施しようと考えているか。

平成 13 年 4 月に「自己点検実施委員会規程」を制定し、主に自己点検・評価としては学生による授業評価を中心にして実施してきた。

相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等については、現在未整備であり、今後整備していきたいと考えている。

【特記事項】

(1) この《X 改革・改善》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、例えば評価に関する教職員への研修の実施等、当該短期大学が改革・改善について努力していることがあるか。

特になし。